

(参考) 連続式蒸留機設備を有する製造場数

製 造 場 数	3 場
基 数	3 基

調査時点：平成13年3月31日

(2) 酒母及びもろみの製造場数

区 分	製造場数	左のうち 休造場数
	場	場
酒 母	7	3
も ろ み	4	1

用語の説明：1 酒母とは、酵母で含糖物質を発酵させることができるもの、酵母を培養したもので、含糖物質を発酵させることができるもの、これに**こうじ**を混和したものをいう。  
2 もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、**こず**又は**蒸留する**前のものをいう。

調査時点：平成13年3月31日

(3) みなし製造場数

(単位:場)

区 分	びん詰のため		販売の 便宜の ための もの	輸出の ための もの	その他のため		計	う ち 実 蔵 置 場 数
	自 己 の 製造した 酒 類 の びん詰場	共 同 の びん詰場			設置許可を受 けたもの	設 置 許 可 を 受 け ない も の		
清 酒	-	-	-	25	1	-	26	2
合 成 清 酒	-	-	-	20	-	-	20	-
しょうちゅう甲類	-	-	-	22	2	-	24	1
しょうちゅう乙類	-	-	-	22	1	-	23	-
み り ん	-	-	-	21	-	-	21	-
ビ ー ル	1	-	-	28	1	-	30	27
果 実 酒 類	-	-	-	24	5	-	29	4
ウ イ ス キ ー 類	-	-	-	25	2	-	27	1
ス ピ リ ッ ツ 類	-	-	-	22	2	-	24	1
リ キ ュ ー ル 類	-	-	-	24	2	-	26	-
雑 酒	1	-	-	22	1	-	24	2
合 計	2	-	-	255	17	-	274	38
うち実蔵置場数	1	-	-	29	8	-	38	-

調査対象等：酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場である。

調査時点：平成13年3月31日

用語の説明：みなし製造場とは酒税法において製造場とみなされる場所をいう。